

平成16年10月7日
総務省

台風第18号災害に係る地方交付税 (11月定例交付分)の繰上げ交付

1 台風第18号災害により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付します。

2 繰上げ交付対象団体 (3市5町2村 計10団体)

①広島県内 1市1町 (2団体)

くれし くらはしちょう
呉市、倉橋町

②山口県内 2市4町 (6団体)

くだまつし やないし すおうおおしまちょう ゆうちょう かみのせきちょう しゅうほうちょう
下松市、柳井市、周防大島町(※)、由宇町、上関町、秋芳町

③宮崎県内 2村 (2団体)

さいごうそん しいばそん
西郷村、椎葉村

※周防大島町(平成16年10月1日に市町村合併により成立)については、合併前の
おおしまちょう どうわちょう たちばなちょう
旧大島町、旧東和町及び旧橘町が交付対象団体であったため、今回合併後の周防
大島町に繰上げ交付します。

3 繰上げ交付額(合計2,432百万円)

(市町村分)

広島県	1,040百万円	(11月定例交付額の30%)
山口県	959百万円	(")
宮崎県	433百万円	(11月定例交付額の50%)
合計	2,432百万円	

4 繰上げ交付予定日

平成16年10月8日(金)

自治財政局財政課 佐藤、小鍋
TEL 03-5253-5111 (代表)
(内線 3327)
TEL 03-5253-5612 (直通)
FAX 03-5253-5615